

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一三一、三八四円	二二一、六八四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	一〇七、六五四円	一九七、九五四円	二二一、四一四円	一九七、九五四円
二百五十人以上	一四二、八六九円	二五五、七四四円	一一九、八五一円	二二〇、一五一円	一一九、五三九円	二二二、四一四円	二二二、四一四円	二二二、四一四円
千人未満	一八八、九一〇円	三二四、三六〇円	一七七、〇四五円	三二二、四九五円	一五八、五四〇円	三二六、五六五円	三二六、五六五円	三二六、五六五円
二千未満	二〇七、一〇三円	三四二、五五三円	一八三、三七七円	三二八、八二三円	一七六、七五二円	三三七、三五二円	三三七、三五二円	三三七、三五二円
三千未満	二二五、六九六円	三六一、一四六円	二〇一、二五四円	三五九、二七九円	一九四、九四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円	三七五、五四五円
五千未満	二五三、七一九円	四一一、七四一円	二五一、五八〇円	四七七、三三〇円	二四五、九三六円	四九四、二六一円	四九四、二六一円	四九四、二六一円
一万未満	二九六、〇三二円	五二一、七八一円	二九三、八九五円	五八七、三七〇円	二八一、五七〇円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円	五七五、〇四五円
一万五千未満	三三三、二〇四円	五八〇、三七〇円	三二九、一九七円	六六七、八二二円	三二七、二二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円	六七八、四二五円
二万未満	三五六、八二五円	六四九、二九〇円	三五二、九六七円	七三六、七四二円	三四〇、九九四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円	七四七、三四四円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

(投票所経費)

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

投票所 の選日 の人数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	一六〇、四五六円	二七二、二八六円	一六四、五一二円	二九七、五〇八円	一四七、一一四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円	二五七、九四四円
二百五十人以上	一七八、一八六円	三一一、一八二円	一八二、二四二円	三三七、四〇四円	一六四、八四四円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円	二九七、八四〇円
千人未満	二二六、一一七円	三七二、二七九円	二二〇、一七三円	三九七、五〇一円	一九六、六九二円	三五一、八五四円	三五一、八五四円	三五一、八五四円
二千未満	二三四、八一二円	三八九、九七三円	二二五、九二五円	四〇三、二五三円	二一〇、一七三円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円	三九七、五〇一円
三千未満	二五八、六九三円	四三六、〇二二円	二六六、八〇五円	四八八、四六五円	二四三、六五五円	四四三、一四九円	四四三、一四九円	四四三、一四九円
五千未満	二八七、九七六円	五二九、六三六円	二九九、〇九〇円	五四二、一九六円	二七五、六〇八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円	四九七、二六八円
一万未満	三六二、八六一円	六二八、八五三円	三五八、〇三二円	六六八、三五五円	三二八、七九七円	六一六、九五五円	六一六、九五五円	六一六、九五五円
一万五千未満	四八二、九八二円	八八一、九七〇円	四九九、一九〇六円	九八六、八五八円	三九九、七一一円	七七六、五三九円	七七六、五三九円	七七六、五三九円
二万未満	六一八、八三三円	一一二七、二八三円	五七一、一一二円	一一四七、四三七円	四七〇、六三六円	九三六、一一二円	九三六、一一二円	九三六、一一二円

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七七九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二一、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一五、七五九	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一六、八二七	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一四、九六八	八、九二四円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	一六、〇三六	九、六三六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

区 市 町 村	投票日		区 の 選 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日	投票 日の 日
	平日	休日							
区	二千人以上	一八、一一一	一一、三三〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
市	二千人以上	一九、三八五	一一、二四〇円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
町	二千人以上	一九、五六八	一三、五九六円	平日	休日	平日	休日	平日	休日
村	二千人以上	二一、〇二四	一四、六八八円	平日	休日	平日	休日	平日	休日

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇
二千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	二四三、三二三	二八一、四九二
三千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五二	二七七、〇五一	二七七、〇五一	三二〇、六五六
五千未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	一四三、三二八	一四三、三二八	一四三、三二八	一四三、三二八
一万未満	八七、七〇七	二四九、七三二	一二一、一六六	三三六、九一六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一七九、七七二	四〇一、四三二
一万五千未満	一二一、一六六	三三六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇
二万未満	一三二、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三二	五一一、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	五四九、二八四	五四九、二八四
二万五千以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一一	二二〇、三九〇	六六六、七四〇	六六六、七四〇	六六六、七四〇

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇、五〇六円	一一、二八円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
二千未満	一一、七三七	一二、三二七	九、七一一	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五	一一、一五五	一二、〇四五
三千未満	一五、七五九	一六、八二七	一四、九六八	一六、〇三六	一五、六一七	一六、八六三	一五、六一七	一六、八六三
五千未満	一六、五五〇	一七、六一八	一四、九六八	一六、〇三六	一七、八四八	一九、二七二	一七、八四八	一九、二七二
一万未満	一七、三四一	一八、四〇九	一七、一九九	一八、四四五	一八、六三九	二〇、〇六三	一八、六三九	二〇、〇六三
一万五千以上	一九、五七二	二〇、八一一	二二、八九二	二五、六七二	二五、三三二	二七、二九〇	二五、三三二	二七、二九〇

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四	一〇六、八八四	二三九、八八〇	一一三、八八二	二七九、〇四四
二千未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六
三千未満	一二六、三三〇	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六
五千未満	一四三、三二八	二八一、四九二	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六	一四三、三二八	三二〇、六五六
一万未満	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六	一七九、七七二	四〇一、四三二	一九六、七七〇	四四〇、五九六
一万五千未満	二二一、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八	二二一、七六八	四七九、七六〇	二四七、七六四	五五八、〇八八
二万未満	三一一、七五六	七一九、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇	三一一、七五六	七一九、七四四	三八三、七四八	八七一、四〇〇
二万五千以上	四三四、七四二	九八八、八九二	四五一、七四〇	一、〇二八、〇五六	三六六、七五〇	八三二、二二六	四五一、七四〇	一、〇二八、〇五六

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

投票所 区 市 町 村	区		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
千五百人以上未満	一一、八五九円	一三、七六九円	一四、三一六円	一五、四〇八円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円	一一、〇五〇円	一二、九六〇円
二千未満	一五、一一五	一六、二二七	一六、五八二	一七、八五六	一四、三三六	一五、四〇八	一四、三三六	一五、四〇八
三千未満	一八、一一一	一九、三八五	一九、五六八	二一、〇二四	一六、九四二	一八、二二六	一六、九四二	一八、二二六
五千未満	一八、九二〇	二〇、一九四	一九、五六八	二一、〇二四	一九、一〇八	二〇、六六四	一九、一〇八	二〇、六六四
一万未満	二一、五四六	二二、〇〇二	二四、四六〇	二六、二八〇	二一、八三四	二二、四七二	二一、八三四	二二、四七二
一万五千以上	二六、〇七八	二七、八九八	二六、七二六	二八、七二八	二四、一〇〇	二五、九二〇	二四、一〇〇	二五、九二〇

一万八千以上	二六、一六五	二八、〇四五	三〇、五八五	三二、八九九	三二、八九九
一万五千以上	三〇、〇七八	三二、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	四〇、一二六
一万二千以上	三四、五四〇	三六、八五四	四〇、二〇〇	四三、三二六	四一、七四〇
一万人以上					四四、九四四

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円	八、九二四円	九、六三六円
千五百人以上	投票日	一一、一五五	一一、〇四五	八、九二四円	九、六三六円	一一、一五五	一一、〇四五	一一、一五五	一一、〇四五
二千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一六、八六三	一六、八六三
三千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一三、二八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
五千人以上	投票日	一三、二八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二	一九、二七二	一九、二七二
一万人以上	投票日	一五、六一七	一六、八六三	二二、三三〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九	二六、四九九	二六、四九九
一万五千以上	投票日	二二、三三〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三一、三二七	二九、〇〇三	三一、三二七	三一、三二七	三一、三二七
二万人以上	投票日	二九、〇〇三	三一、三二七	三三、三二七	三六、一三五	三五、六九六	三八、五四四	三八、五四四	三八、五四四

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

一万八千以上	三一、七七九	三三、九六三	三三、八八四	三六、四三二	三〇、八九八
一万五千以上	四六、一八四	四九、四六〇	五二、〇二二	五六、〇一六	三九、九六二
一万二千以上	六二、八五五	六七、四〇五	六一、〇七六	六五、八〇八	四九、〇二六
一万人以上					五一、四四八

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

区市町村	投票日	区		市		町		村	
		平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人以上	投票日	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一三、五九六円	一四、六八八円	一一、三三〇円	一一、二四〇円	一一、三三〇円	一一、二四〇円
千五百人以上	投票日	一三、五九六	一四、六八八	一五、八六二	一七、一三六	一三、五九六	一四、六八八	一三、五九六	一四、六八八
二千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一八、二二八	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
三千人以上	投票日	一五、八六二	一七、一三六	一八、二二八	一九、五八四	一九、五八四	一九、五八四	一五、八六二	一七、一三六
五千人以上	投票日	一八、二二八	一九、五八四	二二、六六〇	二四、四八〇	一九、五八四	二〇、三八四	一九、五八四	二〇、三八四
一万人以上	投票日	二二、六六〇	二四、四八〇	二四、九二六	二六、九二八	二四、四八〇	二〇、三八四	二四、四八〇	二〇、三八四
一万五千以上	投票日	二七、一九二	二九、三七六	三一、七二四	三四、二七二	二四、九二六	二六、九二八	二四、九二六	二六、九二八
二万人以上	投票日	三三、三二七	三六、一三五	三三、三二七	三六、一三五	三三、三二七	三六、一三五	三三、三二七	三六、一三五

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千七百八十二円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千八百十六円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 六万三千三十二円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 六万四千六十五円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 投票区 の選挙 人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
五百人以上		一、六七一円	一、六七一円		一、六七一円	一、六七一円
千五百人以上		一、六七一円	二、〇七二円		一、六七一円	二、〇七二円
二千人以上		二、〇七二円	二、八七一円		二、〇七二円	二、八七一円
三千人以上		二、八七一円	三、二七二円		二、八七一円	三、二七二円
五千人以上		三、二七二円	三、六七三円		三、二七二円	三、六七三円
一万人以上		三、六七三円	四、〇七四円		三、六七三円	四、〇七四円
一万五千人以上		四、〇七四円	四、四七五円		四、〇七四円	四、四七五円
五万人以上		四、四七五円	五、二七六円		四、四七五円	五、二七六円

額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万三千九百四十一円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千二百三十三円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

- 一 投票日の翌日が平日である場合 五万四千六百六十六円
- 二 投票日の翌日が休日である場合 五万七千七百四十九円

13 投票区の区域内に市役所、区役所又は町村役場がある投票所については、旅費及び通信費の不要分として、次の表に掲げる額を減額する。

選挙 投票区 の選挙 人の数	衆議院議員選挙			参議院議員選挙		
	区	市	町 村	区	市	町 村
五百人以上		二、〇七二円	二、〇七二円		二、〇七二円	二、〇七二円
千五百人以上		二、〇七二円	二、四七三円		二、〇七二円	二、四七三円
二千人以上		二、四七三円	二、八七四円		二、四七三円	二、八七四円
三千人以上		二、八七四円	三、二七五円		二、八七四円	三、二七五円
五千人以上		三、二七五円	三、六七六円		三、二七五円	三、六七六円
一万人以上		三、六七六円	四、〇七七円		三、六七六円	四、〇七七円
一万五千人以上		四、〇七七円	四、四七八円		四、〇七七円	四、四七八円
五万人以上		四、四七八円	五、二七九円		四、四七八円	五、二七九円

二万五千人以上	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一	六、四七一
二万人未満	六、八七一	七、二七一	六、八七一	七、二七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む。)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の規模 投票日の曜日	平日	休日
千人未満	二二五、七五一円	二二八、六一五円
二千人未満	三二一、〇八七	三二五、五六二
三千人未満	四二五、六六五	四三一、七五一
五千人未満	五二一、三八九	五二九、〇八六
一万人未満	六二六、三〇九	六三五、六一七
一万五千人未満	七二一、六九七	七三二、六一六

二万五千人以上	八、八七一	六、八七一	八、八七一	六、八七一
二万人未満	一〇、四七一	八、四七一	一〇、四七一	八、四七一

14
16 (略)

(期日前投票所経費)

第四条の二 期日前投票所経費の基本額は、当該期日前投票所において投票を行わせる日の数に三万百円を乗じて得た額とする。

2 (略)

(新設)

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票所の規模 投票日の曜日	平日	休日
千人未満	三〇二、九〇〇円	三一二、六七四円
二千人未満	四二八、二七七	四四二、九三八
三千人未満	五四八、九六七	五六七、九七二
五千人未満	六六〇、八〇二	六八四、一五一
一万人未満	七九五、七六四	八二四、〇〇〇
一万五千人未満	一、〇〇四、七七九	一、〇四一、一六〇

一万五千人以上	八四七、六七〇	八六〇、五五八
二万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
二万人以上	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	一六四、一七六円	一六七、〇四〇円
二千未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇
二千人以上	三四八、八七四	三五四、九六〇
五千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇
一万人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇
一万人以上	六二五、九二一	六三六、八四〇
二万人未満	七八二、七九二	七五一、六八〇
二万人以上	八八二、四四六	八九七、八四〇
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

一万五千人以上	一、二五一、〇五四	一、二九六、六六六
二万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
二万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の 区域の 人口の 階級	開票の翌日	休日
千人未満	二四四、七八二円	二五四、五五六円
二千未満	三六七、一七三	三八一、八三四
二千人以上	四七五、九六五	四九四、九七〇
五千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六
一万人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四
一万人以上	九一一、一三三	九四七、五一四
二万人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八
二万人以上	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日 市区町村 の選挙 区の数	千人 未満	二千 千人 未満	三千 千人 未満	五千 千人 未満	一万 千人 未満	一万 五千人 未満	二万 千人 未満	三万 千人 以上
平 日	二三四、三二七 円	三三四、四八七	四四二、八八九	五四四、四三七	六五四、一八一	七五四、三九三	八八六、二六二	一、一六五、四〇一
休 日	二三七、一七五 円	三三八、九三七	四四九、九四一	五五二、〇九一	六六三、四三七	七六五、二五一	八九九、〇七八	一、一八一、九五五

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 市区町村 の選挙 区の数	千人 未満	二千 千人 未満	三千 千人 未満	五千 千人 未満	一万 千人 未満	一万 五千人 未満	二万 千人 未満	三万 千人 以上
平 日	一七二、七五二 円	二六九、九二五	三六七、〇九八	四六四、二七一	五六一、四四四	六五八、六一七	七七七、三八四	一、一七二、七二四
休 日	一七五、六〇〇 円	二七四、三七五	三七三、一五〇	四七一、九二五	五七〇、七〇〇	六六九、四七五	七九〇、二〇〇	一、二一八、四二〇

開票の翌日 市区町村 の選挙 区の数	千人 未満	二千 千人 未満	三千 千人 未満	五千 千人 未満	一万 千人 未満	一万 五千人 未満	二万 千人 未満	三万 千人 以上
平 日	三〇九、四一六 円	四三八、〇五一	五六一、六三七	六七六、三六八	八一四、五八八	一、〇二九、〇三三	一、二八七、四六二	一、五八一、七一六
休 日	三一九、二〇八 円	四五二、七三九	五八〇、六七七	六九九、七六〇	八四二、八七六	一、〇六五、四八一	一、三二七、一五八	一、六三八、八三六

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票の翌日 市区町村 の選挙 区の数	千人 未満	二千 千人 未満	三千 千人 未満	五千 千人 未満	一万 千人 未満	一万 五千人 未満	二万 千人 未満	三万 千人 以上
平 日	二五二、二九八 円	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三二三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七二、七二四	一、五八一、七一六
休 日	二六一、〇九〇 円	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二一八、四二〇	一、六三八、八三六

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	九二八、五四二	九四三、八五〇
三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五

開票区 の選挙 人の数	開票日	平日	休日
千人未満		六一、五七五 円	二二五、七六七 円
千人未満		六四、五六二	三〇五、四八七
二千人未満		七六、七九一	四〇四、四四九
三千人未満		八〇、一六六	四九四、五五七
五千人未満		九二、七三七	五九三、八六一
一万人未満		九五、七七六	六八三、六三三
一万五千人未満		一〇八、八七八	八〇二、七四二
二万人未満		一一七、六九六	九四六、四七八
三万人未満		一二七、二八〇	一、〇五七、五二一

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙 人の数	金額
-------------------	----

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

三万人未満	一、三四〇、二五六	一、三九二、四八〇
三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五

開票区 の選挙 人の数	開票日	平日	休日
千人未満		五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
千人未満		六一、一〇四	三九一、五五七
二千人未満		七三、〇〇二	五〇一、三六七
三千人未満		七六、〇四五	六〇二、三二二
五千人未満		八八、六一六	七二五、〇四四
一万人未満		九三、六四六	九一三、六五九
一万五千人未満		一〇八、七三八	一、一三六、八一四
二万人未満		一一二、七七二	一、二八七、七一六
三万人未満		一二五、八一二	一、四〇〇、九〇六

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区 の選挙 人の数	金額
-------------------	----

千人未満	一五四、一九二円
二千人未満	二四〇、九二五
三千人未満	三二七、六五八
四千人未満	四一四、三九一
五千人未満	五〇一、一二四
一万人未満	五八七、八五七
一万五千人未満	六九三、八六四
二万人未満	八二八、七八二
三万人以上	八九六、二四一

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	二二五、七五一円	平日	八四七、六七〇
二千人未満	三二一、〇八七	平日	七二一、六九七
三千人未満	四二五、六六五	平日	六二六、三〇九
五千人未満	五二一、三八九	平日	五二一、三八九
三千人未満	四三二、七五一	休日	五二九、〇八六
二千人未満	三二五、五六二	休日	六三三、六一七
千人未満	二二八、六一五円	休日	七三二、六一六
千人未満	二二五、七五一円	平日	八六〇、五五八

千人未満	二二〇、三〇二円
二千人未満	三三〇、四五三
三千人未満	四二八、三六五
四千人未満	五二六、二七七
五千人未満	六三六、四二八
一万人未満	八二〇、〇一三
一万五千人未満	一、〇二八、〇七六
二万人未満	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

千人未満	三〇二、九〇〇円	平日	一、二五一、〇五四
二千人未満	四二八、二七七	平日	一、〇〇四、七七九
三千人未満	五四八、九六七	平日	七九五、七六四
五千人未満	六六〇、八〇二	平日	六六〇、八〇二
三千人未満	五六七、九七二	休日	八二四、〇〇〇
二千人未満	四四二、九三八	休日	一、〇四一、一六〇
千人未満	三二二、六七四円	休日	一、二九六、六六六
千人未満	三〇二、九〇〇円	平日	一、二五一、〇五四

三万人未満	一、〇〇〇、一四二	一、〇一五、五三六
三万人以上	一、一一五、五五三	一、一三二、二〇〇

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	一六四、一七六 円	一六七、〇四〇 円	
千人未満	二五六、五二五	二六一、〇〇〇	
二千人未満	三四八、八七四	三五四、九六〇	
三千人未満	四四一、二二三	四四八、九二〇	
五千人未満	五三三、五七二	五四二、八八〇	
一万人未満	六二五、九二一	六三六、八四〇	
一万五千人未満	七三八、七九二	七五一、六八〇	
二万人未満	八八二、四四六	八九七、八四〇	
三万人以上	九五四、二七三	九七〇、九二〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

三万人未満	一、四一八、二七六	一、四七〇、四〇四
三万人以上	一、五四三、七〇六	一、六〇〇、七二一

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票所の票数	開票の翌日	平日	休日
千人未満	二四四、七八二 円	二五四、五五六 円	
千人未満	三六七、一七三	三八一、八三四	
二千人未満	四七五、九六五	四九四、九七〇	
三千人未満	五八四、七五七	六〇八、一〇六	
五千人未満	七〇七、一四八	七三五、三八四	
一万人未満	九一一、一三三	九四七、五一四	
一万五千人未満	一、一四二、三一六	一、一八七、九二八	
二万人未満	一、三〇五、五〇四	一、三五七、六三二	
三万人以上	一、四二七、八九五	一、四八四、九一〇	

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票の翌日	平日	休日
-------	----	----

千 人 未 満	二 千 人 未 満 上	三 千 人 未 満 上	五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上
二三四、三二七 円	三三四、四八七	四四三、八八九	五四四、四三七	六五四、一八一	七五四、三九三	八八六、二六二	一、〇四六、二三八	一、一六五、四〇一
二二七、一七五 円	三三八、九三七	四四九、九四一	五五二、〇九一	六六三、四三七	七六五、二五一	八九九、〇七八	一、〇六一、五四六	一、一八一、九五五

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千 人 未 満	二 千 人 未 満 上	三 千 人 未 満 上	五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上
一七二、七五二 円	二六九、九二五	三六七、〇九八	四六四、二七一	五六一、四四四	六五八、六一七	七七七、三八四	九二八、五四二	
一七五、六〇〇 円	二七四、三七五	三七三、一五〇	四七一、九二五	五七〇、七〇〇	六六九、四七五	七九〇、二〇〇	九四三、八五〇	

千 人 未 満	二 千 人 未 満 上	三 千 人 未 満 上	五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上
三〇九、四一六 円	四三八、〇五一	五六一、六三七	六七六、三六八	八一四、五八八	一、〇二九、〇三三	一、二八一、四六二	一、四五三、〇二八	一、五八一、七一六
三一九、二〇八 円	四五二、七三九	五八〇、六七七	六九九、七六〇	八四二、八七六	一、〇六五、四八一	一、三二七、一五八	一、五〇五、二五二	一、六三八、八三六

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

千 人 未 満	二 千 人 未 満 上	三 千 人 未 満 上	五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	一 万 五 千 人 未 満 上	二 万 五 千 人 未 満 上	三 万 人 未 満 上
二五一、二九八 円	三七六、九四七	四八八、六三五	六〇〇、三三三	七二五、九七二	九三五、三八七	一、一七一、七二四	一、三四〇、二五六	
二六一、〇九〇 円	三九一、六三五	五〇七、六七五	六二二、七一五	七五四、二六〇	九七一、八三五	一、二一八、四二〇	一、三九二、四八〇	

三万人以上	一、〇〇四、一二二	一、〇二〇、六七五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区別の 選挙人の 数	平日	休日
千人未満	六一、五七五 円	二二五、七六七 円
二千人未満	六四、五六二	三〇五、四八七
三千人未満	七六、七九一	四〇四、四四九
五千人未満	八〇、一六六	四九四、五五七
一万人未満	九二、七三七	五九三、八六一
一万五千人未満	九五、七七六	六八三、六三三
二万人未満	一〇八、八七八	八〇二、七四二
三万人未満	一二七、六九六	九四六、四七八
三万人以上	一六一、二八〇	一、〇五七、五二一

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	一五四、一九二 円

三万人以上	一、四六五、九〇五	一、五二三、〇二五
-------	-----------	-----------

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開票日 開票所 の選挙 区別の 選挙人の 数	平日	休日
千人未満	五八、一一八 円	二七八、四二〇 円
二千人未満	六一、一〇四	三九一、五五七
三千人未満	七三、〇〇二	五〇一、三六七
五千人未満	七六、〇四五	六〇二、三二二
一万人未満	八八、六一六	七二五、〇四四
一万五千人未満	九三、六四六	九一三、六五九
二万人未満	一〇八、七三八	一、一三六、八一四
三万人未満	一二二、七七二	一、二八七、七一六
三万人以上	一五、八一	一、四〇〇、九〇六

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

開票区の選挙人の数	金 額
千人未満	二二〇、三〇二 円

二千人以上未滿	二四〇、九二五
三千人以上未滿	三二七、六五八
五千人以上未滿	四一四、三九一
一万人以上未滿	五〇一、一二四
一萬五千人以上未滿	五八七、八五七
二万人以上未滿	六九三、八六四
三万人以上未滿	八二八、七八二
三万人以上	八九六、二四一

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の十五を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、一二二

二千人以上未滿	三三〇、四五三
三千人以上未滿	四二八、三六五
五千人以上未滿	五二六、二七七
一万人以上未滿	六三六、四二八
一萬五千人以上未滿	八二〇、〇一三
二万人以上未滿	一、〇二八、〇七六
三万人以上未滿	一、一七四、九四四
三万人以上	一、二八五、〇九五

17 13
16 (略)

17 選挙人の数が三万人以上の開票区については、第一項から第十五項までの規定によつて計算した開票所経費の基準額に三万人を超える数一万人ごとに百分の三十を乗じて得た額を加算する。

(選挙会経費及び選挙分会経費)

第六条 選挙会経費及び選挙分会経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、〇四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇一、一九七

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万四千七百四十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十一万七千七百六十五円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十二万四千七百七十八円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四〇	六六	一八	四〇
二 三十万以上 四十万未満	一	三九	四〇	八九	一八	四〇
三 四十万以上 五十万未満	一	三九	三九	八一	一八	一七
四 五十万以上 七十万未満	〇二	三八	七五	七一	一七	〇〇
五 七十万以上 百万未満	六二	三八	四二	四二	一七	四一
六 百万以上	三六	三六	〇五	〇五	一七	一七

2 / 4 (略)

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十三万七千五百二十六円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十二万七千二百二十円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十三万九千八百八十五円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3 (略)

(選挙公報発行費)

第七条 選挙公報発行費の基本額は、次の表に掲げる額に当該都道府県の世帯数を乗じて得た額とする。

都道府 県の世帯数	選挙		衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	
	都及び大都市のある道府県	その他の県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円	銭	四六	〇三	一八	七八
二 三十万以上 四十万未満	一	四四	四四	五五	一八	三六
三 四十万以上 五十万未満	一	四三	四三	二九	一七	八九
四 五十万以上 七十万未満	〇一	四二	七五	七五	一七	七三
五 七十万以上 百万未満	九四	四二	七三	七三	一七	四八
六 百万以上	三九	三九	八二	八二	一七	二一

2 / 4 (略)

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇 円	一三、六五〇 円	一三、六〇〇 円
九 以 上	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	七、四四二 円	二五、六一三
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、二七四	

(ポスター掲示場費)

第八条の二 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げる額(区画数(当該区画数が候補者の数に百分の百六十を乗じて得た数(その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入する。))を超える場合には、当該乗じて得た数)が十三以上の掲示場については、十三を超える数四ごとに千三百六十五円を加算した額)とする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、総務大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一五、二二五 円	一四、一七五 円	一三、一二五 円
九 以 上	一六、八〇〇	一五、七五〇	一四、七〇〇
十 三 以 上	一八、三七五	一七、三二五	一六、二七五

(演説会施設公営費)

第九条 学校等の設備を使用して演説会を開催する場合における施設の公営に要する経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

開催の時	金 額	
	平日	休 日
昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	六、八六六 円	二五、三二七
夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二三、九六六	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千七百三十円、休日にあつては一万八千六十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市区町村		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二二六
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、〇〇〇、七九五	一六、一六八、七一一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二四、五三〇、二九九	一九、二四九、一五五
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの		二九、九五三、八八九	二〇、九六九、二七九
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの		三〇、五〇七、六六七	二二、二〇四、二七七
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの		三三、五七五、四五二	二五、三三三、二七九
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四一、八五二、〇二二	三〇、二九二、二五七
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの		四六、七一一、五七四	三六、二八九、一五二
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの		五二、三三三、七三二	四一、四九七、五七〇
	選挙人の数が二百万人以上のもの		五九、九三九、九三九	四七、九三九、九三九
都道府県の支庁又は地方事務所		二、六〇〇、四七三	二、八四二、一六四	
認定	先	機	関	
大	都	市		
区	選挙人の数が五万人未満のもの		一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一〇、二二七、七三三	八、四四九、九六五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		七、三二二、八一一	六、七一一、五〇六
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの		八、九三九、八七五	八、三三六、六二九
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの		一〇、八六一、五五七	一〇、三三三、〇〇一
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの		一三、〇一一、八五一	一〇、九三九、八七五
	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの		一四、三三三、四三三	一〇、九三九、八七五
市(大都市を除く三項及び第七項において同じ。)		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	
町		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	
村		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千九百九十八円、休日にあつては一万八千三百五十九円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3 3 7 (略)

(事務費)

第十三条 第四条から第九条まで及び第十一条の規定による経費を除くほか、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において選挙事務に要する経費(啓発宣伝の経費を含む。)の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、都道府県の選挙管理委員会は、選挙人及び世帯数、投票所及び開票所数並びに地域等について特別の事情がある市区町村については、総務大臣と協議して別に基本額を定めることができる。

区分	分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
	都道府県	市区町村		
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの		一七、四八〇、七五三	一三、四一七、二二六
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの		二一、〇〇〇、七九五	一六、〇八七、三三三
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの		二四、五三〇、二九九	一九、二四九、一五五
	選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの		二九、九五三、八八九	二〇、九六九、二七九
	選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの		三〇、五〇七、六六七	二二、二〇四、二七七
	選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの		三三、五七五、四五二	二五、三三三、二七九
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの		四一、八五二、〇二二	三〇、二九二、二五七
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの		四六、七一一、五七四	三六、二八九、一五二
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの		五二、三三三、七三二	四一、四九七、五七〇
	選挙人の数が二百万人以上のもの		五九、九三九、九三九	四七、九三九、九三九
都道府県の支庁又は地方事務所		二、六〇〇、四七三	二、八四二、一六四	
認定	先	機	関	
大	都	市		
区	選挙人の数が五万人未満のもの		一〇、四三三、四九九	八、四四九、九六五
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		一〇、二二七、七三三	八、四四九、九六五
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		七、三二二、八一一	六、七一一、五〇六
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの		八、九三九、八七五	八、三三六、六二九
	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの		一〇、八六一、五五七	一〇、三三三、〇〇一
	選挙人の数が二十五万人以上三十万人未満のもの		一三、〇一一、八五一	一〇、九三九、八七五
	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの		一四、三三三、四三三	一〇、九三九、八七五
市(大都市を除く三項及び第七項において同じ。)		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	
町		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	
村		一七、四八〇、七五三	一〇、八四四、八七九	

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第四條の二第三項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第二十二條 第四條第十五項、第五條第十六項及び第十三條第一項ただし書の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略） 国会議員の選挙等の 執行経費の基準に関 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号）	（略） 第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項、 ただし書の規定により 都道府県が処理する こととされている事務
別表第一第一号法定受託事務（第二条関係）	
（略） 国会議員の選挙等の 執行経費の基準に関 する法律（昭和二十五 年法律第百七十九号）	（略） 第四条第十五項、 第五条第十六項及び 第十三条第一項、 ただし書の規定により 都道府県が処理する こととされている事務